

資料8

平成28年11月10日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	2	2
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故	1	1
5 契約違反	2	2
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	5	5

2 指名停止一覧(平成28年7月1日～平成28年10月31日)

No.	商号または名称	指名停止期間			指名停止理由	区分	種別
1	清水建設株式会社	平成28年7月8日から	平成28年8月7日まで	(1か月)	練馬区発注以外の工事において、作業員1名が死亡する事故を発生させたため。	区外	工事物品
2	ナカダ株式会社	平成28年7月12日から	平成28年10月11日まで	(3か月)	個人情報が記載された通知のご封入をし、契約の相手方として不適当であると認められるため。	区外	物品
3	富士通株式会社	平成28年7月28日から	平成28年10月27日まで	(3か月)	平成28年7月12日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。	区外	工事物品
4	日本電気株式会社	平成28年7月28日から	平成28年10月27日まで	(3か月)	平成28年7月12日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)ことが、明らかにされたため。	区外	工事物品
5	ジャストサービス株式会社	平成28年8月19日から	平成29年2月18日まで	(6か月)	練馬区発注の委託契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	区内	物品